

特別区広報資料

令和5年10月12日
特別区長会

品川区による「児童相談所設置市」に係る 政令指定の要請について

令和5年10月11日、品川区がこども家庭庁に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。

※ 平成28年6月に公布された、児童福祉法等の一部を改正する法律により、平成29年4月から、特別区も政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされています。

- ・資料1 児童相談所設置に向けた特別区の取組経過（特別区長会資料）
- ・資料2 品川区児童相談所の設置について（品川区資料）

<特別区長会>

○東京23区長で構成する任意団体。
○特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進等の活動を行っている。

会長：吉住 健一（新宿区長）

事務局：特別区長会事務局（千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階）

※ 特別区は、平成13年6月から全国市長会に加入している。

【問い合わせ先】

特別区長会事務局 制度担当課長 村川 益美

電話：5210-9736（直通）

※ 資料2の内容に関しては、直接、品川区の担当者にお問い合わせください。

児童相談所設置に向けた特別区の取組経過

- 平成28年5月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、同年6月に公布された。
- この改正により、平成29年4月から、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるようになり、併せて、政府が法施行後5年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう必要な支援を実施することとされた。
- この改正を受けて、22区が児童相談所の設置に向けて検討を進めることを表明し、都や近隣県市等の児童相談所への派遣研修による人材育成を行うとともに、平成29年6月から、令和2年度設置区（世田谷区、荒川区、江戸川区）の児童相談所設置計画案について、都によるモデル的な確認作業が行われ、その経過を設置希望区にフィードバックしながら設置準備が進められてきた。

また、平成30年5月から、都区間で児童養護施設等の入所や一時保護等に関する広域調整に係る検討が行われた。

【特別区における児童相談所の設置状況】

令和2年度 4月開設 世田谷区・江戸川区 ／ 7月開設 荒川区

令和3年度 4月開設 港区

令和4年度 4月開設 中野区 ／ 7月開設 板橋区 ／ 2月開設 豊島区

令和5年度 10月開設 葛飾区

平成28年児童福祉法改正前の主な取組等

- 平成20年 6月 「都区のあり方検討委員会幹事会」で、児童相談所設置などに関する事務について、区へ移管する方向で検討する事務として整理
- 平成24年 2月 都区のあり方検討委員会とは別に、都区の実務者で構成する「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」を設置し、検討を開始
- 平成25年11月 「特別区児童相談所移管モデル」を作成
- 平成26年10月 「特別区児童相談所移管モデル」を基本に、各区で具体化に向けた検討を行い、整理・とりまとめ
- 平成27年 7月 区長による児童相談所・児童養護施設の視察を実施
- 平成27年12月 特別区長会意見書「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案（たたき台）について」を提出

平成28年児童福祉法改正後の主な取組等

- 平成28年 5月 特別区長会会長コメント「児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について」を発表
- 平成28年 7月 児童相談所の移管準備を進めるため、区の関係部課長等で構成する「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を設置
- 平成28年11月 児童相談所開設に向けたロードマップの作成
- 平成29年 4月 各区が都の児童相談所への派遣研修を開始
- 平成29年 6月 世田谷区・荒川区・江戸川区と都との間で、「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」を開始
- 平成30年 4月 各区が近隣県市等の児童相談所への派遣研修を開始
- 平成30年 5月 児童養護施設等の入所施設や里親、一時保護所の広域的な調整に関する事項を協議するため、「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」を設置し、都と検討を開始
- 平成31年 2月 児童相談所移管に係る課題の対応策について、整理・とりまとめ
- 令和元年 8月 特別区長会会長コメント「世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定について」を発表
- 令和2年 4月 世田谷区及び江戸川区が児童相談所を開設
「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を「特別区児童相談所設置等に関する連絡会」に改組
- 令和2年 7月 荒川区が児童相談所を開設
- 令和3年 4月 港区が児童相談所を開設
- 令和4年 4月 中野区が児童相談所を開設
- 令和4年 7月 板橋区が児童相談所を開設
- 令和5年 2月 豊島区が児童相談所を開設
- 令和5年10月 葛飾区が児童相談所を開設

* 上記の取組に加え、専門職採用の拡大や法定研修を含む関連研修の拡充等の取組を行っている。

品川区児童相談所の設置について

平成28年の児童福祉法改正により特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。これを受け、令和5年10月11日、品川区はこども家庭庁に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。この政令指定を受けることにより、品川区は児童相談所を設置することができます。

1 開設時期

令和6年10月1日（火）

2 基本理念と3つの視点

〈基本理念〉

子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ

笑顔が親から子どもへとつながり、子どもの笑顔が地域や学校、まち全体に広がっていくよう、地域に根ざした相談機関として子どもと家庭を支援していきます。

〈基本理念を実現するための3つの視点〉

①子どもを権利の主体とし、子どもの健やかな成長を保障する

■子どもを権利の主体とし、子どもの最善の利益と権利保障に資するよう、区が主体的に相談から援助、子どものケア、保護者支援、家庭復帰まで一貫して支援します。

②区の多様なサービスを活かし、子どもと家庭を重層的・横断的に支援する

■基礎自治体としての強みを活かし、妊娠・出産から成長段階に合わせ、府内関係部署・関係機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を行います。このような重層的な支援により、子どもと家庭を多方向から見守っていきます。

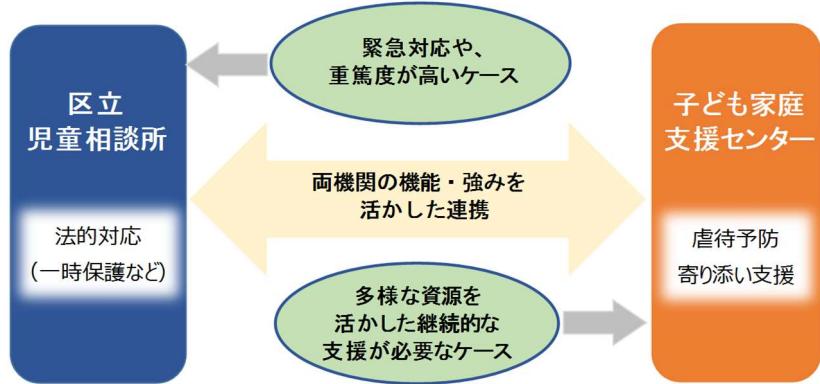
■支援を必要とする家庭の中には、貧困や障害、疾病など複数の課題を抱えていることもあるため、区は基礎自治体としての強みを活かし、府内関係部署・関係機関と連携して横断的な支援を実施します。

③地域力を活かして児童虐待の未然防止・早期発見を実現し、迅速かつ的確に対応する

■緊急対応を要する前に支援が届くよう、地域ネットワークを活かした日常の支援・見守り体制を強化し、児童虐待の未然防止・早期発見を実現します。また、支援にあたっては、地域との連携により迅速かつ的確な対応に努めます。

3 児童相談所と子ども家庭支援センターの連携

一時保護などの法的対応を担う児童相談所と、虐待予防・地域での養育の支援などを担う子ども家庭支援センターが両輪となって、虐待の重篤度や相談者のニーズに応じた相談・支援体制の構築を図ります。



4 施設概要

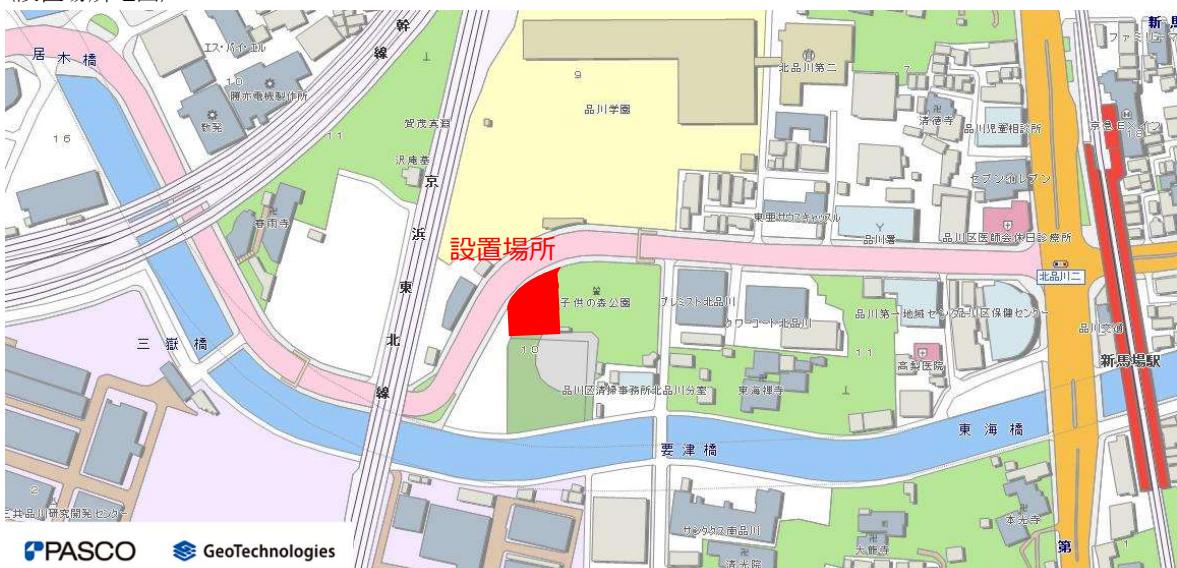
設置場所：品川区北品川3丁目10番9号

規 模：地上6階建て（1階～3階：児童相談所、4階～6階：一時保護所）

敷地面積：1,444.32 m²

延床面積：4,117.03 m²

〈設置場所地図〉



〈建物外観〉



〈エントランス〉



問合せ：品川区子ども未来部児童相談所開設準備課長 長谷川

電話 03-6712-8261